

広島県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十二年  
広島県告示第二百四十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成二十五年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・五・六一四号津之郷奈良津線

三 事業施行期間

平成十三年十一月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし